

# ながふく障がい者プランの改訂について

# ながふく障がい者プランの概要

- 1 **第4次障がい者基本計画（障害者基本法第11条第3項）【6年】**  
障害者の状況等を踏まえ、市における障がい施策に関する基本的な計画。
- 2 **第6期障がい福祉計画（障害者総合支援法第88条）【3年】**  
国の基本的な指針に即して障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成する計画。
- 3 **第2期障がい児福祉計画（児童福祉法第33条の20）【3年】**  
国の基本的な指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等の円滑な実施に関する計画。
- 4 **障がい者権利擁護支援計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項）【3年】**  
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。

計画名	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 基本計画	第4次計画					
障がい 福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児 福祉計画	第2期計画			第3期計画		
障がい者 権利擁護支援計画	第1次計画			地域福祉計画へ統合		



# 障がい者基本計画(中間見直し)案について

# 重点項目の見直しについて

## 重点項目 1 助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ

### 【現状・課題】

- ◆ 障害者手帳を持っているものの、福祉サービス等のいずれのサービスも利用していない人がいます。その中には、自ら支援を求めることが難しいこと等を理由に、適切な支援が届いていない人もいると考えられます。
- ◆ 不登校の発達障がい傾向のある児童が、義務教育が修了後に社会とのつながりが途絶え、ひきこもり状態になり、それが長期化するケースが増えています。
- ◆ ひきこもり状態が長期化している人は、長期伴走型の支援が求められる場合も多いが支援の担い手の確保が難しくなっています。
- ◆ 福祉サービスの利用・支援が必要であるにも関わらず、支援に結び付いていない精神障がい者で、長期入院している人や入退院を繰り返している人がいます。

### 【取組の方向性及び目標】

- 福祉サービスに結びついていない人の現状を早期に把握し、必要に応じて福祉サービスや地域資源に結びつけていきます。
- 個別の状況に応じた機関等による伴走支援ができる仕組みを検討します。
- 医療機関に働きかけを行い、長期入院精神障がい者等の地域生活をチームで支援し、支える体制づくりを進めます。

指標1	個別訪問等調査からサービスや支援に結びついた事案数	年5件
指標2	長期入院精神障害者等へ支援に係る検討回数	年2回

## 重点項目 2 早期からの相談体制の充実と児童の通所先の確保

### 【現状・課題】

- ◆ 早期発見・早期療育につなげるため、専門医、心理職等といった専門職による相談が受けられる機会をより充実させる必要があります。
- ◆ 支援が必要な児童であっても、様々な理由で相談やサービスにつながりにくいことがあります。
- ◆ 身近な地域で通所先が確保できず適切な支援が受けられない児童がいます。

### 【取組の方向性及び目標】

- 保護者の不安を受け止めつつ、専門医や心理職等の専門職による相談窓口において、必要な情報提供やサービスの案内をします。
- 市内の児童館等に心理職等の発達相談員が巡回し、支援が必要な児童、保護者をサポートします。
- 支援が必要な児童が地域で障害児通所支援を受けられることができるよう、障害児通所支援の支給決定の在り方の検討を行います。

指標1	こどもの発達相談室相談件数	250件／年
指標2	障害児通所支援の支給の在り方の検討	実施

## 重点項目 3 障がい児の切れ目のない支援体制の充実

### 【現状・課題】

- ◆ ライフステージごとに通う場所や生活する場所が変化し、関わる人も変わります。保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関との情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりが必要です。
- ◆ 児童の保護者には、子どものためにできる限りのことをしたいという思いを持ちながら、成長発達や将来に対する不安を抱えている方がたくさんいます。保護者・市民とともに地域全体で子どもを育むネットワークづくりが必要です。
- ◆ 保護者による子どもへの理解を深め、児童にとって適切な進路を選択できるような支援が必要です。

### 【取組の方向性及び目標】

- ライフステージごとに必要な情報を提供し、本人の意思を尊重した決定を支援します。
- 関係機関の情報共有や連携を強化し、安定した体制づくりを行います。
- 保護者、市民とともに地域で児童を育むネットワークをつくります。
- 乳幼児連絡会及び学童青年期連絡会において、情報の共有をし、支援方針について検討を行います。

指標1	乳幼児連絡会の開催	4回
指標2	学童・青年期連絡会の開催	4回

## 重点項目 4 就労に関わる機会の充実

### 【現状・課題】

- ◆ 一般就労していくための訓練として、実際に働き、就労の体験を重ねていく必要性は高く、就労体験の拡充が一層求められています。
- ◆ 能力と適正に応じた就労について、中学生、高校生といった早期から考えられるようなきっかけづくりが必要です。
- ◆ 就職がなかなかできない、就職しても就労環境に適応ができず定着しない等といった発達障がい者からの相談が増えています。
- ◆ 就労による自立生活を目指し、生活への支援を必要としている人も多く、就労面・生活面の一体的な支援が求められています。

### 【取組の方向性及び目標】

- 中学生、高校生の頃から将来の暮らしや自身の特性などを考える機会をつくり、職業・進路選択の支援をします。
- 市役所内外にて障がいのある人の就労体験や雇用機会の拡充に努めます。
- 福祉的就労や従来型の障害者雇用のみならず、障がい特性に応じた柔軟な働き方ができる新たな就労支援モデルについて調査・研究していきます。

指標	発達障がい児向けの就労体験事業の実施回数	年1回
----	----------------------	-----

## 重点項目 5 学び・理解、交流による地域共生の推進

### 【現状・課題】

- ◆ 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくために、市民、団体、企業、事業所、行政等が障がいや障がいのある人の暮らしについて知り、理解するための機会が必要です。
- ◆ 障がいのある人の中には、本人が参加・実施したいと思っても、きっかけがない、合理的配慮があるかどうか不安がある等の理由で参加に至らない人がいます。

### 【取組の方向性及び目標】

- 地域共生社会の実現に向けて、障がいに関する学びの場を拡充し、障がいの理解の向上に取り組めます。
- 障がい福祉に関わる様々な人（サービス提供事業所、教育関係者、医療関係者、当事者団体等）に呼びかけ、一堂に集まり、交流する場を設け、ともに地域の課題等について考えたり、学んだり、情報・意見交換を行ったりすることにより、顔が見える関係づくりを進めます。
- 個人や団体が、主体的に交流活動に取り組む機会の確保に努めます。

指標	理解促進事業・自発的活動事業の実施数	各2事業
----	--------------------	------



## 重点項目 6 医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり

### 【現状・課題】

- ◆ 日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要としている人が増加しており、在宅生活をするための支援拡充や介護する家族の支援体制づくりが急務となっています。
- ◆ 医療的ケア児者が安心して通える事業所が不足しています。
- ◆ 保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、一体的・連続的な対応・支援が必要です。

### 【取組の方向性及び目標】

- 医ケア児等ケース会議において、対象者の早期に把握し、中長期的な視点で支援していくための関係機関の役割分担及び対応方法について検討します。
- 医療的ケア児者の家族や医療的ケア児者を受入れる事業者に対する支援施策を検討します。
- 医療的ケア児者の相談窓口を明確にし、周知します。

指標1	医療的ケア児者支援施策に関する独自施策数	2施策
指標2	医療的ケア児等ケース会議の実施回数	年2回
指標3	市の保育園等における医療的ケア児等の受入れに係る方針の検討	実施

## 重点項目 7 災害時に向けた体制づくり

### 【現状・課題】

- ◆ 災害時に自ら避難することが難しく、支援を必要とする障がいのある人について、関係者間で支援方法及び役割を確認し、発災時にきちんと機能する体制づくりが必要です。
- ◆ 避難行動要支援者登録制度により個別避難計画（みまもり台帳）の作成を進め、その活用の手順、各主体の役割等について、避難支援を実施する関係者間で検討することが大切です。
- ◆ いざというときに対応できるよう、障がいのある人自らの備え（自助）と身近な人たちが助け合うこと（互助）について、地域への啓発が必要です。

### 【取組の方向性及び目標】

- 真に避難行動要支援登録が必要な人が登録されないことがないよう、民生委員・児童委員、福祉専門職、地域住民等と連携し、登録の呼びかけや手助けを行います。
- 定期的に災害時における市内のサービス提供事業所の対応方法、避難場所、備蓄の状況等を把握・整理し、災害が発生した際も円滑かつ継続的に支援が行えるようにします。
- 障がいのある人の相談支援等の機会を捉え、自助の働きかけを行います。
- 障がいのある人が安心して避難生活を送れる福祉避難所のあり方について、関係者とともに検討を進めます。
- 避難支援や在宅も含む避難生活において特に配慮を必要とする医療的ケア児者等について、既存の個別避難計画（みまもり台帳）に加えて、福祉専門職と連携し「特別避難計画」の策定を進めます。

指標1	障がい者の個別避難計画（みまもり台帳）策定割合	50%
指標2	障がい関係事業所を対象とした防災研修等の実施回数	年1回以上
指標3	医療的ケア児者の特別避難計画の策定数	5件

# 障がい者基本計画の分野ごとの事業の見直し

## 新たに追加する事業

基本分野- 施策項目-No.	事業内容（案）	見直す理由
1-2-7	計画相談支援及び障害児相談支援の活発化と充実のため、基幹相談支援センターが中心となり、指定特定相談支援事業者又は障害児相談支援事業者との連携体制の充実を図ります。	前期の事業評価、今後の方向性を踏まえた修正

## 記載内容を変更する事業

基本分野- 施策項目-No.	事業内容（見直し案）	見直す理由
1-2-3	<b>障がいのある人とその家族等のライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴走し支援できるよう、相談支援体制の強化を図ります。</b> （旧）福祉サービス等の利用には、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成が必要であることや、夜間等を含む緊急時における連絡・相談体制の確保などが必要なことから、障がい児・者の相談支援体制の強化を図ります。	前期の事業評価、今後の方向性を踏まえた修正
1-3-1	<b>障がいのある人への経済的な支援を図るため、障害者手当の支給を行います。また定期的に、その必要性について見直します。</b> （旧）障がいのある人への経済的な支援を図るため、障害者手当の支給を行います。	制度について定期に見直しを行う予定のため。
2-1-4	<b>発達が気になる児童に関する相談窓口として設置したこどもの発達相談室の巡回相談等の活動を充実させ、早期発見から早期療育へとつなぎます。また、障害のある児童に対する通所支援施設として整備した「児童発達支援センター」を地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、市内事業所と連携し、障害児通所支援の重層的な地域支援体制整備を図ります。</b> （旧）こどもの発達相談室を設置し、発達が気になる児童に関する相談窓口を充実させ、早期発見から早期療育へとつなぎます。また、障がいのある児童に対する通所支援施設として、「児童発達支援センター」を整備します。	前期の事業評価、今後の方向性を踏まえた修正

## 記載内容を変更する事業（続）

基本分野- 施策項目-No.	事業内容（見直し案）	見直す理由
2-2-1	<p><b>地域の関係機関の協働・連携の強化、既存の社会資源や仕組みの活用を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを推進します。</b></p> <p>（旧）地域の関係機関の協働・連携の強化、既存の社会資源や仕組みの活用を図り、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議を進めます。</p>	前期の事業評価、今後の方向性を踏まえた修正
2-2-4	<p><b>保健、医療、福祉、教育、保育等の関係者により、在宅生活を送る医療的ケアが必要な人への支援の在り方や支援の拡充について協議します。</b></p> <p>（旧）医療的ケアが必要な障がいがある人への支援体制整備に向け、定義や現況の確認、連携方法などについて関係機関と協議・検討を行います。</p>	前期の事業評価、今後の方向性を踏まえた修正
4-1-1	<p><b>主として発達障害児を対象とした職業選択に関する学習や情報提供等を行う就労支援事業を実施します。</b></p> <p>（旧）障がいのある人の就労の相談や支援を行い、本人と事業所等をつなげていくことや、高校や大学等に在学中の人の就職活動や生活の困り事を解決するためのサポートを行う、就労支援コーディネート事業を実施します。</p>	より具体的な記載に修正
4-1-4	<p><b>福祉的就労や従来型の障害者雇用の就業形態がなじまず、一般的な就労に結びつきにくい人に向け、新たな就労支援の在り方について検討します。</b></p> <p>（旧）民間企業等との情報共有を図り、一般就労が難しい方に対し、支援員がサポートしながら就労訓練を実施する中間的就労の事業所の新規参入を進め、一般就労に向けた支援を実施します。</p>	前期の事業評価、今後の方向性を踏まえた修正
7-0-2	<p><b>障がいのある人を含む要配慮者の受入れ等を行う福祉避難所の拡充に向け、民間社会福祉施設との連携について協議します。</b></p> <p>（旧）市内の入所施設と協定を結び、緊急避難所（福祉避難所）を確保します。</p>	前期の事業評価、今後の方向性を踏まえた修正

## 廃止事業

基本分野- 施策項目-No.	事業内容	見直す理由
2-1-7	グループホームでの生活が障がいのある人にとって合っているか確認するため、体験する機会を提供します。	目的達成のため事業終了
5-1-2	ちょっとした訓練やサポートがあれば、自身で行えるようになることを目的とした、日常生活における体験・訓練のため居宅介護の利用やボランティアによる支援を推進します。	他の福祉サービスの記載と重複



# 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の 素案について

# 障がい福祉計画・障がい児福祉計画に係る国の基本指針について

両計画は、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を踏まえて策定する。

## 基本指針の主なポイント

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 （重度障害者等、強度行動障害を有する障害者等への支援等）	⑧地域共生社会の実現に向けた取組 （地域福祉計画等との連携、包括的な支援体制の構築等）
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 （精神保健福祉法の改正等を踏まえた体制整備（精神障害者等の相談支援業務の強化等））	⑨障害福祉サービスの質の確保 （障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討）
③福祉施設から一般就労への移行等 （一般就労への移行及び定着状況、就労選択支援の指標設定等）	⑩障害福祉人材の確保・定着 （ICTの導入等による事務負担の軽減等）
④障害児のサービス提供体制の計画的な構築 （児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備、医療的ケア児等に対する支援体制の充実等）	⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定 （障害福祉データベースの活用によるニーズ把握等）
⑤発達障害者等支援の一層の充実 （ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進等）	⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進 （障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進等）
⑥地域における相談支援体制の充実・強化 （地域づくりに向けた協議会の活性化等）	⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化 （支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備等）
⑦障害者等に対する虐待の防止 （障害者虐待への組織的な対応の徹底等）	⑭その他 （計画期間の柔軟化、サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化）

# 計画の策定スケジュールについて



# 計画の策定スケジュール

時期	内容	内容
11月7日	障がい者自立支援協議会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者基本計画の見直し案の協議</li> <li>障がい(障がい児)福祉計画の素案の協議</li> </ul>
12月下旬～1月下旬	パブリックコメント	意見募集
2月中旬	障がい者自立支援協議会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果報告</li> <li>パブリックコメントの結果を踏まえた計画の最終案の協議</li> </ul>
3月下旬	計画の完成・公表	市ホームページへの掲載、公共施設への設置等